

国際会計基準とEUソルベンシーIIを巡る動向

—日本の保険・共済への影響—

立命館大学 経済学部 教授 山本 信一

はじめに

現在、2010年3月期から任意適用が始まる国際会計基準(IFRSすなわち国際財務報告基準)を巡って、経済雑誌やセミナーが大盛況である。国際会計基準で何が大きく変わるのか、そしてそれが、日本の保険・共済にどう影響してくるのであろうかを本稿では考えていきたい。

国際会計基準を審議しているのは国際会計基準審議会(IASB)であり、EUが採用してきた基準を、米国・日本を含む世界100カ国以上が採用しようとしている。日本の金融庁の方針では、国際的に事業展開している企業であれば、2010年3月期から適用しても良いとしており、大手商社などが採用する予定である。国際会計基準の強制適用については、株式を上場し連結決算を発表している企業について2015年または2016年からとされているが、それが連結決算をしていない一般企業や単独決算(法人税課税の対象)に影響してくるのか否かは予測できない。

国際会計基準と日本基準の大きな差異は、

- ① 日本基準では事細かく規則が決められており、規則にしたがっていけば、経済合理性がない処理(例えば、米国エンロンの不正会計)でも認められる可能性がある。一方、国際会計基準では、解釈指針しかなく、実務面でどう適用するかは企業自身が判断して、判断根拠を決算書類に詳細に記述しなくてはならない。

- ② 利益の面でも日本基準が純利益(実現利益)に注目しているのに対し、国際会計基準では包括利益(含み損益も考慮)を重視している。

- ③ また、日本基準が収益費用アプローチをとっているのに対し、国際会計基準では資産負債アプローチをとっている。

などがあげられる。

次に、保険会社の健全性の評価については、日本の金融庁の「ソルベンシー・マージン比率の算出基準等に関する検討チーム」による報告書(2007年4月)が公表され、経済価値ベース(時価ベース)のソルベンシー評価をEUがソルベンシーII完成のための節目の年とする2010年を見据えて、実現するための取組みを行うことが提言された。

ここでは、①国際会計基準と現行の日本会計基準における利益概念の相違②国際会計基準導入による保険会社の負債時価評価③日本の現行ソルベンシー・マージン基準のリスク係数見直し④EUソルベンシーIIの概念と日本の保険・共済への影響について記述する。

1. 国際会計基準と現行の日本会計基準における利益概念の相違

国際会計基準がもたらす最大影響は、利益概念が変わることであろう。

現行の日本会計基準は、損益計算書ベースで、1期間に稼いだ純利益を重視しており、時価評価を一部のみを導入している。現行損

益計算書（イメージ）は、図表1の通りである。経常利益に臨時損益である特別利益を加え法人税等を引いた当期純利益をもって経営成果を測っているのである。

図表1 現行の損益計算書（イメージ）

経常利益（本業の利益）	A
特別利益（有価証券の売却損益等）	B
法人税等	C
当期純利益	A + B - C

一方、国際会計基準は貸借対照表ベース（但し、すべての資産・負債は時価評価する）で、国際会計基準の包括利益計算書（検討案イメージ）は、図表2の通りである。営業利益から支払利息・法人税等を控除し、その他包括損益（有価証券等の含み損益増減）を加えた包括利益合計をもって経営成果を測るのである。

図表2 国際会計基準の包括利益計算書（検討案イメージ）

事業利益（営業利益）	P
財務費用等（支払利息等）	Q
法人税等	R
その他包括利益（有価証券等の含み増減）	S
包括利益合計	P - Q - R + S

上記の相違を換言してみよう。現行の日本基準は収益費用アプローチであり、図表3のようになる。多くの日本企業は売上拡大や安定した純利益を重視してきたため、経常利益が急増・急減した場合、持合い株式等の売却などで特別利益・損失を計上し、純利益を安定させてきた面もある。これに対して海外投

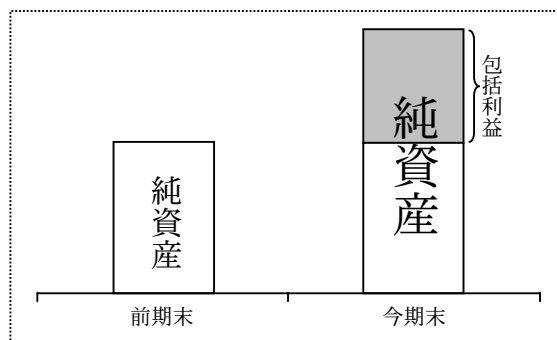
図表3 純利益（損益計算書重視）



資家から利益操作であるとの批判もある。

これに対して、国際会計基準は資産負債アプローチであり、図表4のようになる。時価ベースの純資産の増加をもって包括利益とするので、純資産の変動には遊休不動産などの固定資産や持合い株式などの価値の動きも反映されるので、本業で稼いだものと臨時損益を合算して評価することに対して、日本サイドからは批判が強かった。

図表4 包括利益（貸借対照表重視）



包括利益は、本業だけでなく、保有する有価証券の評価損益・企業年金債務・海外事業の為替換算損益なども含めて全体で評価しようという発想である。様々な部分に隠れているリスクを表面に出し、比較しやすくし、投資家や関係者に企業の実態を分かりやすくみ

せようとしているのである。さらに、セグメント情報の開示も、経営管理上使用している区分で強制されることになる。どの事業が赤字かや、利益の源泉や利益率が明らかになってしまうのである。

日本の会計基準の伝統的思想は、「本社ビル・工場などの不動産や持合い株式などは、もともと本業に使うためにあるもので売却目的ではない。だから、価格が大幅に下落し、回復可能性がない減損会計などの場合を除き、時価評価して損益を計上する必要はない。」といったものである。

世界標準になりつつある国際会計基準が迫るのは、そうした日本的会計・経営思想の転換である。国際会計基準のもとでの合理的経営を考えると、安易な株式持合いは、包括利益の不安定化を避けるため、抑制せざるを得なくなるのではなかろうか。また、遊休不動産などの所有も抑制される方向となろう。

2. 国際会計基準導入による保険会社の負債時価評価

国際会計基準導入による保険会社への影響は、これまでの会計基準変更と比べても大き

そうである。中でも、「保険負債への時価会計導入」によって、利益が決算毎に大きく変動する可能性がある。なお、一般事業会社の国際会計基準適用は上場会社の連結決算採用会社のみであるが、保険会社に限っては、これまでの会計基準導入と同じく非上場の相互会社にも適用されると考えられている。

保険会社への負債時価評価導入によって、想定される影響は大きく分けて次の4つではなかろうか。

① 責任準備金評価利率を引き下げることによる負債増大・純資産減少

保険負債の9割程度は、責任準備金であり、保険会社が将来支払うことになりそうな保険金を見積もった額から、保険料を運用して得られると見積もった額を引いたものである。つまり、将来発生する可能性がある負債を、あらかじめ貸借対照表に計上しておくのであるが、その計上方法を現実に近いものにしようとしている。

従来、この責任準備金を計算するにあたり、利率や死亡率を契約時から変更しないロックイン方式であったが、議論内容では毎年、最新の利率や死亡率に合わせて計算

図表5 国際会計基準による保険会社の貸借対照表の変化

現行の貸借対照表	国際会計基準実施後のイメージ						
<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">資産(時価)</td> <td>負債(簿価)</td> </tr> <tr> <td>純資産</td> </tr> </table>	資産(時価)	負債(簿価)	純資産	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">資産(時価)</td> <td>負債(時価)</td> </tr> <tr> <td>純資産</td> </tr> </table>	資産(時価)	負債(時価)	純資産
資産(時価)		負債(簿価)					
	純資産						
資産(時価)	負債(時価)						
	純資産						

図表6 架空生保の資産・負債イメージ

総資産	10兆円	負債・資本	10兆円
国内公社債時価	7兆円	負債時価	9兆円 (9割が責任準備金)
国内株式	2兆円	資本	1兆円
外国債券	1兆円		

国際会計基準導入後のソルベンシー比率（イメージ）
 $\div 1 \text{兆円} \div (7 \text{兆円} \times 0.03 + 2 \text{兆円} \times 0.3 + 1 \text{兆円} \times 0.15) \times 200\%$

するロックフリー方式にたどりつきそうである。

日本の生命保険会社は、販売競争から高予定利率（例えば、5.5%）の商品を拡販した時期があり、評価する利率にもよるが、貯蓄性の強い定額の個人年金・養老保険・終身保険の保有比率が高い会社では、保険負債が増加する可能性がある。

生命保険会社の貸借対照表では、現在でも資産を時価評価しているため、負債も時価評価し負債が増加すると、結果的に、図表5のように純資産が減少する。この場合、ソルベンシー比率（健全性）が低下する。

図表6は、ソルベンシー比率が低下した架空生保のモデルケースである。架空生保で時価評価により負債が増大し、ソルベンシー・マージン規制の資産運用リスクが欧米並みに厳しくなった場合の、資産（時価）・負債（時価）の状況を想定してみた。この会社では、自己資本比率が10%あるにもかかわらず、ソルベンシー比率（国際会計基準導入後のイメージ）は200%と低くなっている。

② 責任準備金の評価死亡率・評価事業比率引下げや評価方式変更による負債減少・純資産増加

①で考えた責任準備金を計算するにあたり、死亡率や事業費率を、毎年、最新のものに入れ替えると、死亡率・事業費率とも低下が続いているため、死亡保障や医療保障の比率の高い会社では、保険負債が減少する可能性がある。

この場合、資産が同じで、負債が減少するため、純資産が増加し、ソルベンシー比率が増大する。

また、評価利率をロックフリーにするのに合わせ、もし、責任準備金評価方法を、保守的な純保険料式から10年チルメル式等に変更すると、責任準備金は減少する。この場合も、資産が同じで、負債が減少するため、純資産が増加し、ソルベンシー比率が増大する。

③ 負債と資産のマッチング運用が図られることによる、国内株式・外国証券での運用減少

①のように純資産が減少する中で、負債・資産とも毎年の時価評価が強制された場合、時価変動の大きな国内株式・外国証券での資産運用が減り、安全な国内債券での運用が増加すると考えられる。

④ 負債とマッチングした国内債券運用が難しく、生保商品が利率保証型から変額型へとシフトしていく可能性

生保負債は、多くの保険会社では期間10年以上であり終身型も多いため、負債の平均残存期間が10年以上となる会社が多いとも想定される。その場合、資産側で、大量に発行されている10年国債を毎年買っていくとすると、最終的に平均残存期間が5年程度となり、うまくマッチング運用できないことになる。仮に、20年や30年の日本国債が大量に発行されたとしても、もし、金利が上昇した時に、契約者が保険を解約すると、金利連動型解約控除のない一般商品では、生保が損失を被ることになる。

生保や共済は、上記のような損失を避けるため、予定利率（場合によっては、終身にわたる高齢者入院率など、予測が困難なものも含む）を保証する商品の販売を減少させ、予定利率を保証しない変額保険・変額年金の販売を増加させるかも知れない。

3. 日本の現行ソルベンシー・マージン基準のリスク係数見直し

日本の生保・共済の現行ソルベンシー規制は、支払余力÷（リスク合計額×0.5）とされている。

上式で分母に0.5をかけているので、200%が基準点となっている。支払余力は、自己資本相当額である。リスク合計額のうち、資産運用リスクが最大であり、国内株式であれば時価の10%、外国債券であれば時価の5%とされている。

この10%という係数は、国内株式が最大でも10%しか価格下落しないという意味であり、甘過ぎるという意見が強く、2009年3月決算から、係数が国内株式23%、外国債券12%に見直される予定であった。

ところが、リーマンショックを端とする金融市場混乱でリスク係数の見直しは延期となった。現在の予定では、新基準による開示は2011年3月決算から始まり、新基準による比率を早期是正措置の指標として用いるのは2012年3月決算よりとなっている（リスク係数については図表7参照）。

世界株価下落・円高後の決算でリスク係数の見直しを行うと、ソルベンシー比率は各生保・共済とも減少する。減少幅は、リスク資産比率の高い生保・共済ほど大きい。なお、損保の場合、リスク資産比率が低い上に、元

図表7 日本のソルベンシー規制の資産運用リスク見直し（予定）

	現行	2011年3月決算から見直される予定の案
国内株式	10%	20%
外国債券	5%	11% {1% (外貨建債券等のリスク) +10% (為替リスク)}

のソルベンシー比率が高いため、影響は小さい。

リスク係数の見直しに続き、金融庁では、経済価値（負債も時価）ベースのソルベンシー評価を実現していく予定である。（2008年2月7日、「ソルベンシー・マージン比率の見直し案の骨子（案）にかかる意見募集について」）

2007年4月3日付、「ソルベンシー・マージン比率の算出基準について」（金融庁監督局保険課の検討チーム（座長：米山高生一橋大学大学院教授）の報告書）によれば、「経済価値ベースのソルベンシー評価を実現するためには、責任準備金（負債）の見直しとともに、リスクモデルの高度化・精緻化による先進的なアプローチ・適当な場合には内部モデルの容認も含めたリスク測定・評価方法の高度化

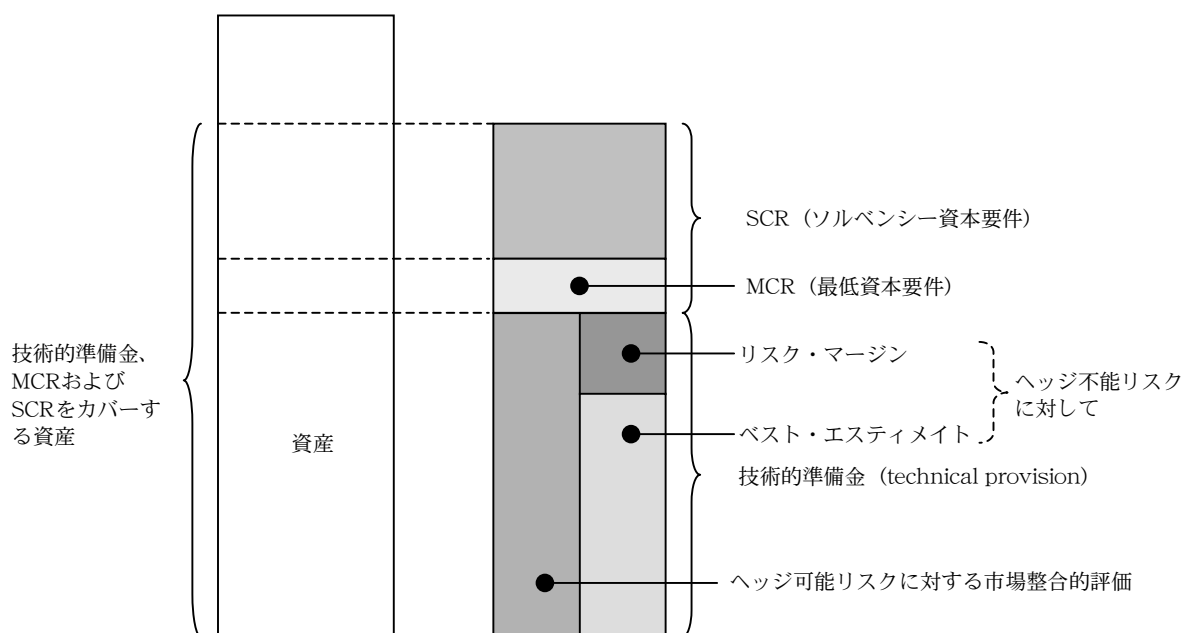
が必要になる」としている。さらに、「欧州において経済価値ベースのソルベンシー評価実現の節目となると見られる2010年を見据えて不断の作業を進めるため…」と続いている。

前記の欧州の経済価値ベースのソルベンシー評価とは、次に述べるEUソルベンシーIIのことである。また、EUソルベンシーIIは、前記の国際会計基準の動向とも密接に関連している。

4. EUソルベンシーIIの概要と日本の保険・共済への影響

EUでは、保険会社規制を2012年からEUソルベンシーIIに変更することになった。従来欧州で行われているソルベンシーIは、簡単かつ堅実だが、リスクの考慮が不十分であり、また、負債の市場価値を反映していない

図表8 必要資本の構成（注）



（注） CEIOPS, *Consultation Paper 20 Draft Advice to the European Commission in the Framework of the Solvency II project on Pillar I issues – further advice*, November 2006.

等の問題がある。

EUソルベンシーⅡは、以下の3本の柱を基準とした構造になる。

- ① 資産・負債・資本を時価で測定する。(経済価値基準と呼ぶ)
- ② 監督者は、保険会社が良好なリスク管理をし、十分な資本を確保するよう支援する。
- ③ 会社間で資本十分性比較が可能になるように開示する。

3つのうち最重要なのは、①の負債時価評価であり、将来の保険金支払・保険料収入などの現在価値を出し、健全性を判定する部分である。

必要資本の概要は、**図表8**に示すように、技術的準備金、SCR(ソルベンシー資本要件)およびMCR(最低資本要件)の3つの要素で構成されている。

資産の額が、技術的準備金とSCR(ソルベンシー資本要件)を合計した額を下回る場合には、監督者に提出された確実性の高い計画の下で、資本の積み増しを行うことが求められる。また、資産の額が、技術的準備金とMCR(最低資本要件)を合計した額を下回る場合には、監督者は新契約の獲得禁止などの究極的な手段を取るようになる。

ここで、**図表8**の項目について、簡単に説明しておく。技術的準備金は、責任準備金(危険準備金等を除き、配当準備金等を含む)に対応したもので、必要経費を考慮した上で、すべての保険債務を満すために必要な額と定義され、大半はベスト・エスティメイトとリスク・マージンから計算される。なお、ベスト・エスティメイトとリスク・マージンの合計で技術的準備金を計算するのは、市場取

引でヘッジ(リスク回避)が不可能な部分であるが、保険契約では大半がこの部分である。一方、為替ヘッジのような一般的な金融商品で市場価格が算出できる一部リスクは、ヘッジ可能リスクに対する市場整合的評価で計算することが求められる。

ベスト・エスティメイトとは、評価日時点の死亡率・保険事故発生率・経費率・解約率等に基づき、将来、保険契約から発生する保険料収入や保険金・経費支払等のキャッシュフローを推計し、それを現在の価値に換算することにより求められる。つまり、評価日時点の情報に基づき導かれる保険契約負債の客観的な推計値である。

リスク・マージンは負債サイドの上記ベスト・エスティメイトを超えるリスクに備える部分で、全保険期間にわたる保険金支払義務を果たすために必要となる金額を現在の価値に換算したものである。これは、日本での危険準備金や異常危険準備金の発想と考えられる。

SCR(ソルベンシー資本要件)は、資産サイドのリスクに備える部分で、資産については1年間で組み替えることが可能であるので、1年間の価格変動リスクに基づき計算される。

1年間ではあるが、信頼水準99.5%(正規分布に依存していると仮定した場合、200年に1度のリスクに備えている。但し、現実には資産価格の変動は正規分布には依存していません、10年に1度のことが10年に1度おこっているとといった感じである)のリスクに対応している。なお、日本の現行ソルベンシー規制では、「10年に1度のリスク」に対応しており、近い将来に「20年に1度のリスク」に改

図表9 国際会計基準を巡る検討予定

	国際会計基準審議会 (IASB)	EUのソルベンシーII
2007年	ディスカッションペーパー公表 意見の締切	QIS3 (定量的影響度調査) 結果 のレポート公表
2008年	保険ワーキンググループ	QIS4 (定量的影響度調査) 実施
2009年		QIS4 (定量的影響度調査) 結果 のレポート公表
2010年	公開草案	QIS5 (定量的影響度調査) 実施 基準化
2011年	国際会計基準 (IFRS) 発効	
2012年		適用開始
2015~2016年	日本で強制適用	

訂される。

SCR (ソルベンシー資本要件) の市場リスクで代表的な先進国株式のリスク係数は、試行では32%としていたが、指令では上下10%の範囲内で調整できるとされた。

MCR (最低資本要件) は、SCR (ソルベンシー資本要件) の25%を下限、45%を上限とすることが定められた。MCRを充足できない場合には、直ちに監督当局に通知する必要がある。また、3カ月以内に回復できることを示す必要がある。適切な回復計画を提出できない場合、認可が取り消される。

EUソルベンシーIIの思想は、国際会計基準そのものである。しかも、各社が原則に基づき、確率モデルで、資産・負債を評価するシミュレーションを行うものである。確率論的手法は大規模なモデルを使用する必要がある。実務負荷が極めて大きいと考えられる。

なお、図表9は、国際会計基準・EUソル

ベンシーIIのスケジュールである

話を日本に戻すが、金融庁が民間保険会社あてに2009年6月8日付で、「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正を公表した。改正の概要は、

- ① 統合リスク管理
共通基準によるリスクの計量化を行い、業務に活用しているか。
- ② ストレステスト (最悪の場合のシナリオテスト)

複数の要素 (株価、金利、為替など) が同時に変動するような仮想のシナリオによる分析も行い、統合リスク管理の計量化手法で把握できないリスクを捉えるとの観点から配慮がなされているか。

の2点である。

このリスク管理は、都銀や地方金融機関向けに出されている監督指針とほぼ同じものであり、銀行の負債は、普通預金や1年定期預

金などでリスクが小さく、リスク管理とは資産サイド中心と見なされる。民間保険会社では、多くの会社で、すでにこうしたリスク管理を行っていると思われる。

上記の金融庁の監督指針が資産側の時価評価に止まっているのに対し、EUソルベンシーIIは、負債側も含めた時価評価を確率論的手法で行う点に留意しなければならない。

EUソルベンシーIIが事実上の国際標準になることも考えられ、2007年4月3日付、「ソルベンシー・マージン比率の算出基準について」（金融庁監督局保険課の検討チーム）の「経済価値ベースのソルベンシー評価を実現するためには、責任準備金（負債）の見直しとともに、リスクモデルの高度化・精緻化による先進的なアプローチ・適当な場合には内部モデルの容認も含めたリスク測定・評価方法の高度化が必要になる」との文言もあり、日本の保険・共済は負債も含めたリスク管理を求められることが避けられそうにない。

但し、本当に大切なのは、極端なケースが起きた場合に備えて、経営が事後的対応策を考えておくことや、極端なケースも考慮して、事前に商品設計や資産運用を見直すことであろう。そもそも、多数の実績データが存在する資産価格変動は、正規分布より、もっと裾の広い分布に依存している。正規分布で100年に1度のことが、10年に1度発生しているとも言われているため、資産価格変動は上手く予測できていない。まして、負債サイドの保険事故については、長期の実績データすら存在しないものもあり、慎重な検討が必要である。

また、正規分布に基づくシミュレーション

も必要とはいえ、高い信頼性がないのであれば、確率論的シミュレーションの一部に簡便法として、決定論的アプローチ（イメージ）を取り入れることも考えられよう。但し、オプション性の強い契約（リスク資産保有比率が高いにもかかわらず最低保証をしているもの、終身にわたり医療保障をしているものなど）を保有し続ける場合は、順次、確率論的シミュレーションへの移行が必要であろう。また、先進的内部リスク管理を行う団体は、費用に見合ったリスク軽減が考慮されて当然であろう。

参考文献

- ・ 会報別冊第235号、2008年3月、日本アクチュアリー会国際基準実務検討部会
- ・ 会報別冊第240号、2009年3月、日本アクチュアリー会国際基準実務検討部会
- ・ 週刊ダイヤモンド、2009年10月30日号
- ・ 週刊東洋経済、2009年11月21日号
- ・ 日経ビジネス、2009年8月31日号
- ・ 保険会社のリスク管理に関する監督行政の動向とEUソルベンシーIIの進展、Watson Wyatt Review、2007年12月、三石宣史
- ・ 国際会計基準を巡る動向～保険の時価評価を中心に～日本アクチュアリー会関西支部例会、2008年9月1日、荻原邦男（ニッセイ基礎研究所）
- ・ スイス・ソルベンシーテスト JARIP/IAJ、Philipp Keller (Ernst & Young)、2008年11月17日講演
- ・ 社会システム研究「利益とは何か、業績とは何か—純利益と包括利益の情報価値比較」、2009年9月、藤田敬司（立命館大学）